第11回京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会

日時:平成20年12月17日(水)

9:30~11:30

場所:職員会館かもがわ

次 第

- 1 開 会
- 2 議事等
- (1) 崇仁地区における環境改善について
- (2)市立浴場等の地区施設の在り方について
- (3)市民意識の向上に向けた人権教育・啓発の在り方について
- 3 その他
- 4 閉会

(添付資料)

- ・ 崇仁地区における環境改善について(まとめ(骨子))(案) (資料1)
- ・ 市立浴場の在り方について(論点整理と方向性) (資料2)
- ・ 学習施設の在り方について(論点整理と方向性) (資料3)
- ・ 保健所分室の在り方について(論点整理と方向性) (資料4)
- ・ 市民意識の向上に向けた人権教育・啓発の在り方について(論点整理と方向性) (資料5)
- ・ 京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会に係る御意見について

(資料6)

崇仁地区における環境改善について(まとめ(骨子))(案)

1 意義と役割

かつての崇仁地区は,狭隘な住宅が密集するなど劣悪な住環境にあったが,こうした住環境を改善するため,昭和28年から不良住宅地区改良法により老朽住宅の買収除却,第二種公営住宅の建設に着手した。

住宅地区改良法が施行された昭和35年以降は,地区が大規模であるため,地区を五つに分けて改良事業を段階的に実施し,改良住宅の建設をはじめ,道路,公園,地区施設を整備し,これまでに南部・北部第一・北部第二の3地区で事業が完了し,地区の住環境は大幅に改善された。

現在事業中の北部地区においては、地元まちづくり組織とパートナーシップで事業が進められており、これまで高瀬川の流路変更や北部第三地区での改良住宅の建設完了、また、北部第四地区での改良住宅建設など大きな成果をあげてきた。

しかしながら,現在もなお一部に不良住宅が密集している状況が残っており,引き続き住環境の改善を行う必要がある。

住宅地区改良事業は、地区の住環境の改善には大きな成果を上げてきたが、事業の遅れや改良事業だけの手法では、地区活力の低下を招くことから、将来を見据えたまちづくりが必要となっている。

2 現状と課題

現在,河原町通より西側において,新たな改良住宅(1棟26戸)の 建設計画が進んでいる。

しかしながら,北部第四地区全体としては,用地買収の難航等から買収済み用地が分散・点在しているため,改良住宅の建設ができない状況であり,事業が長期化している。

改良住宅の建設を通じて人が住まうまちを目指してきたが,結果的に, 改良住宅だけのまちでは人口減少,高齢化に歯止めがかけられず,地区 活力が著しく低下している。

改良事業で供給できる住宅は改良住宅のみであるため,住民の多様な 住宅ニーズに対応することができない。

改良住宅の建設予定戸数等の見直しにより生じる余剰地を改良事業以外に利活用する場合は,国庫補助金の返還が必要となる。

3 見直しの視点

現在もなお残る住宅が密集している状況を整備,改善するため,残事業の改良住宅の建設と道路等公共施設の整備を行い,改良事業を早期に 完了することがまず必要である。

改良住宅建設用地を確保するためには,分散・点在する買収地を集約 することが必要である。

改良住宅の建設予定戸数等の見直しにより生じる余剰地は,崇仁地区だけの計画ではなく,京都駅に近接した立地を生かし,多様な住宅供給や賑わい施設を導入する必要がある。

一方で多様な世代,階層が住み,集い,地区の活力を取り戻すために も,多様な住宅供給や,これまで地域住民と一体となって取り組んでき た高瀬川の付け替えといった事業成果などを生かしたまちづくりが必要 である。

崇仁地区の中でも、崇仁北部第三・第四地区だけでなく、崇仁北部第一・第二地区を含む北部地域全体を視野に入れた連続性のあるまちづくりの視点が必要である。

新たな土地の利活用にあっては,補助金の返還などの財政負担を軽減する工夫が必要である。

今後のまちづくりにあっては、環境や景観に配慮したまちや地域住民 に希望をもっていただける将来ビジョンについて、早急に幅広い観点か ら議論するべきである。

4 今後の在り方

(1)住宅地区改良事業の早期完了

引き続き住宅地区改良事業によって,不良住宅の除却,道路等公共施設の整備,改良住宅の建設を行い,住環境の改善を早期に完了するべきである。

住宅地区改良事業では,分散・点在する事業用地を集約化することが 困難なため,土地区画整理事業の換地手法の活用など,集約化を実現で きる有効な手法を導入するべきである。

(2)今後の崇仁のまちづくりについて

引き続き改良事業を進めるとともに,一方で,事業の見直しにより生じる余剰地は,崇仁地区の活性化に資することはもちろんのことであるが,京都駅に近接した立地を生かし,未来の京都を見据えたまちとなるよう検討するべきである。

京都らしさや風格を備え合わせた,誰もが訪れてみたい,誰もが住み

たい,夢のあるまちづくりの視点で,北部地域全体を視野に入れた将来 ビジョンを検討するべきである。

地区の活力を取り戻す多様な住宅供給については,定期借地制度や民間活力の導入も検討するべきである。

新たな土地の利活用に当たっては、事業の採算性を十分に検証し、財政負担の軽減を図るべきである。

補助金返還の課題はあるが、中長期的にみて、京都のまち全体に大きな効果をもたらす事業などを積極的に検討するべきである。

将来ビジョンや新たな土地の利活用の検討を行うため、市民や地元まちづくり組織、学識経験者、行政が参加する検討委員会により、それぞれが協力して検討することが望ましい。

また,その検討では,事業計画の設定など一定期間における事業成果 を明確にし,早急かつ着実なまちづくりを目指すべきである。

補助金の返還について

住宅地区改良事業では,法令に列記されている下記の施設整備を目的とした 土地の取得は,国庫補助の対象となっているが,これ以外を目的とした土地の 取得は補助対象外とされている。

このため,補助対象施設用地として補助金を得て既に取得している土地を 目的外の用途に変更する場合には,国庫補助金の返還が生じることになる。

改良住宅

地区施設

- 児童遊園
- 共同浴場
- 集会所
- 共同作業場
- その他改良地区内に建設される住宅の居住者の共同の福祉 又は利便のため必要な施設
 - ... 保育所, 隣保館及び管理事務所

公共施設

- 道路
- 公園
- 広場
- その他公共の用に供する施設
 - ... 緑地,鉄道,軌道,水道,下水道及び河川

上記の施設整備を目的とした土地の取得に関して,住宅地区改良事業で既に 受け入れている補助金

崇仁北部第三地区 ... 4 1 億円

崇仁北部第四地区 ... 97 億円

市立浴場の在り方について(論点整理と方向性)

1 意義と役割

市立浴場は,かつて狭小かつ老朽化した不良住宅が密集した劣悪な住環境であった旧同和地区において,住民の保健衛生及び生活環境の改善,向上に大きな役割を果たしてきた。

また,現在は利用者の半数近くが高齢者や障害のある方であり,地区周辺住民の利用も多く,地域福祉や地域交流の促進の場としての役割も担っている。

2 現状と課題

旧同和地区においては,現在も大部分の改良住宅に浴室がないことから, 市立浴場は生活に必要不可欠な施設となっている。

当初は,地元の自治会などの諸団体に運営委託していたが,運営基盤の安定,明確化及び経営の改善を目的として,平成10年に財団法人京都市立浴場運営財団(以下「浴場財団」という。)を設立し,運営を委託した。

平成 18 年度からは指定管理者制度を導入し,一般公募を実施した結果, 浴場財団のみが応募し,平成22年度末までの5年間,指定管理者として運 営を委託している。

入浴料金は,かつては旧同和地区の生活実態が低位であったことから, 民間料金の7割以内と定め,低額な料金としていた。

その後,地区の生活実態が大きく改善をみた状況を踏まえ,7割上限を目指し料金改定を行い,平成17年度にはこれを達成した。

更に,市会での優遇措置・特別措置が継続しているとの指摘も踏まえ, 指定管理者制度の導入に合わせ,この上限を撤廃し,現在,民間浴場との 格差解消に向けて取り組んでいるが,なお120円の格差がある。

一方,地区人口の減少などにより,入浴者数が減少し収入の減少傾向が続いている中,浴場財団においては,一般職員の嘱託化や光熱水費の節減など運営経費の削減に努めている。

しかしながら,今後も入浴者数の減少が見込まれることから,民間浴場との料金格差の計画的解消,施設の老朽化対策等の課題もある中,利用状況に見合った経済的かつ合理的な運営方策と更なるサービスの向上について検討するとともに,将来的な存続の可否も含めた抜本的な検討が必要である。

3 見直しの視点

市立浴場は,現在でも大部分の改良住宅に浴室が設置されていないことから,生活に必要不可欠な施設であり,当面,存続が必要な施設である。

しかしながら,今後も入浴者数の減少が見込まれることから,より効率的に運営するとともに,地域福祉の向上の観点等から,更なるサービスの向上を検討するべきである。

入浴料金については、統一料金となっている民間浴場との格差を設ける 合理的理由も見当たらないことから、できる限り早急に解消するべきであ る。

4 今後の在り方について

(1)将来的な市立浴場の在り方について

市立浴場は,改良住宅の大部分に浴室が設置されていないこと,また高齢者や障害のある方の利用が多いことを踏まえ,当面,存続が必要である。

将来的には,改良住宅の浴室設置率の向上等のまちづくりの進ちょくに 応じて,市立浴場としての運営の在り方を見直すべきである。

ただし,浴場は住民の日常生活にとりわけ深く関わるものであることから,運営の在り方の見直しに当たっては,住民生活に支障を来たさないよう十分に配慮すべきである。

(2) 当面の運営等について

当面の運営等に当たっては,住民生活に支障を来たさないよう十分留意 しつつ,より一層効率的な運営に向けて,幅広く検討を進めるべきである。 (検討項目)

- ・ 運営経費の大部分を占める人件費・光熱水費について,これまでから も節減努力がなされているところであるが,今後とも,更に節減できる よう,常に工夫,見直しを図るべきである。
- ・ 施設・設備については、計画的に改修し、できる限り既存の施設・設備を効率的に使用し続けるべきである。
- 指定管理者の公募は,更に競争性を高めるよう工夫すべきである。
- ・ 改良住宅の浴室設置状況等,地域の実情に応じて,適宜,施設の統廃 合等も含めて,運営体制等を見直すべきである。

入浴料金については、激変緩和も考慮しつつ、できる限り早急に民間浴場と同一料金とすべきである。

(3)地域福祉の向上等を目指したサービスの充実について

高齢者や障害のある方の利用実態を踏まえ、福祉風呂等の利用促進や拡充など、地域福祉の向上をはじめとしたサービスの充実を図るべきである。

学習施設の在り方について(論点整理と方向性)

1 意義と役割について

学習施設(旧「学習センター」)は,同和問題の解決を目指し,旧同和地区児童生徒を対象に,教員による学習相談事業を中心に展開し,子どもたちの進路希望の実現に大きく寄与してきた。

また,特別施策の見直しの中で,全ての子どもたちを対象とする取組へと段階的に一般施策化し,平成14年度に京都市コミュニティセンター条例にその付属施設として明確に位置づけ,「地域に開かれた教育センター」としての役割を果たしてきた。

2 現状と課題

平成19年度からは,学力の定着・向上は学校でやりきる本来の在り方を方針として,小・中学校児童生徒対象の学習相談事業を廃止するとともに,各学校において学力向上を目指した全市的取組を積極的に推進し,全ての子どもたちを対象とする一般施策化を更に進めた。

この学習相談事業の廃止に伴い,事業の精選を図り,自学自習の場の提供や図書室の運営などを行っている。また,正規職員の配置を見直し,全職員の嘱託化を完了した。

学習施設の新たな活用として,楽只・改進学習施設に不登校児童生徒の活動の場を開設し,さらに養正学習施設において白河総合支援学校職業学科の新専門教科の試行実施を行うなど,より多目的で広域的な活用を図り,地域開放も進めている。

しかしながら,学習相談事業を廃止した平成19年度以降は,全体的に施設利用が低調な実態にある。

また,職員の嘱託化は完了したが運営は直営方式であり,厳しい財政状況にもかかわらず,人件費約1億3千万円,運営費約6千2百万円を要している。

3 見直しの視点

コミュニティセンターをはじめとした周辺施設の在り方を含めたまちづくりの観点を踏まえ,全市的に活用していく視点から,現在の事業の廃止を含め,「地域に開かれた教育センター」を超えた抜本的な見直しを検討すべきである。

4 今後の在り方について

学習施設は,旧同和地区児童生徒の学力向上に大きく寄与してきたが, 学力の定着・向上は学校でやりきる本来の在り方のもと,全市的取組を推 進したことにより,学習施設としての本来の使命は終えている。

体験交流事業などの学習施設事業については,小中学校での土曜学習, 全小学校での「放課後まなび教室」,さらに「みやこ子ども土曜塾」での体 験学習など,全市の子どもを対象とした事業を実施しており,学習施設で 独自に実施する必要はない。

施設については、図書室等の規模・内容の相違など施設の特性や、コミュニティセンターと合築されているか単独施設かなどの立地条件を踏まえて、不登校児童生徒の活動の場など既に取り組んでいる事業をはじめとした多様な活用方法について、市民ニーズに応じて検討すべきである。

保健所分室の在り方について(論点整理と方向性)

1 意義と役割

保健所分室は、保健師による全戸訪問、健康相談等に取り組み、旧同和地域の保健衛生及び生活環境の改善に大きな役割を果たしてきた。

2 現状と課題

保健・医療・福祉サービスの充実等,地域の保健衛生及び生活環境の向上を背景として,平成14年度から,分室担当保健師の常駐体制を見直し,原則として週2回午前に,保健所保健師が保健所分室に出向き,小学校区域の住民を対象とした健康相談を実施する形態に改めている。

しかし,近年の相談実績からは,1箇所1回当たりの平均延べ相談件数は2件未満で推移しているものの,実相談人員が減少し,相談者が固定化する傾向がうかがわれる。

一方,従来から保健所本体においても健康相談を実施しているほか,平成 18 年度からは,高齢者に対する介護予防の取組等を中心に様々な支援を行うため,地域包括支援センターが設置(市内 61 箇所。平成 20 年 12 月現在)され,保健所分室の相談者の大部分を占める高齢者の身近な相談窓口として,定着してきている。

また,平成20年度からは,国民健康保険,健康保険組合,共済組合といった医療保険者に生活習慣病予防・改善を目的とした特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられ,保健所分室の相談内容の大部分を占める生活習慣病に係る保健指導が充実してきている。

1 箇所 1 回当たりの職員体制は保健所保健師 1 人であるが,近年の相談実績等を考慮すると,効率的・効果的な社会資源の活用及び市民の理解と共感という観点から課題がある。

3 見直しの視点

近年の相談実績や地域の保健衛生及び生活環境を取り巻く社会状況の変化 を踏まえ、全市的な視点に立ち、社会資源の効率的・効果的な活用を図る観 点から、保健所分室における健康相談、並びに施設の在り方を見直していく べきである。

4 今後の事業や施設の在り方について

健康相談については、近年の相談実績等から、必ずしも保健所分室で実施する必要性はないため、保健所本体における健康相談や地域包括支援センターにおける総合相談等において対応していくべきである。

現在,市内には12の保健所分室があるが,コミュニティセンターと合築されているものや,単独整備されているものなど,整備形態が一律ではないため,各施設の活用については,それぞれの状況に応じて検討していくべきである。

市民意識の向上に向けた人権教育・啓発の在り方について(論点整理と方向性)

1 意義と役割

同和問題の解決を市政の最重要課題の一つに位置付け,市民啓発に積極的に取り組んできた結果,同和問題に対する市民の理解が深まり,差別意識の解消に着実に成果を上げてきた。

また,同和問題の市民啓発に集中的に取り組んできた結果,行政において全庁が一体となった啓発の推進体制が構築され,市民自らが人権問題に気付き,考え,行動するための条件整備に大きく貢献してきた。

コミュニティセンターにおいて実施してきた住民相互の交流を促進する交流事業 (啓発事業)や資料展示施設での啓発事業は,同和問題をはじめとした人権問題の啓発の一翼を担うとともに,こうした取組により,人権問題の解決に向けて市民の自主的な活動が生まれつつある。

現在は,これらの成果を引き継いだ「京都市人権文化推進計画」に基づき,人権教育・啓発の取組を積極的に推進しており,人権問題について市民が正しい知識の理解と認識を深めることに寄与するなど,人権尊重の理念の普及に大きな役割を果たしている。

2 現状と課題

同和問題に係る市民理解が着実に深まってきた一方で,戸籍等の不正取得やインターネット上の掲示板への悪質な書込みなど,深刻な人権侵害につながるおそれがある行為が見受けられ,いまだなお,差別することが許されない社会が構築されているとは言えない状況にある。

これまでの人権教育・啓発の取組の進展や市民が主体となった人権問題の解決に向けた取組に対する支援などにより、人権問題について市民が自ら「気付き」、「考え」る意識は高まったものの、市民の日常的な行動に十分には結び付いていないことがうかがえる。

さらにコミュニティセンターにおける交流事業(啓発事業)は,同和問題をはじめとする人権問題に対する正しい知識と理解を深めることに寄与してきたが,事業が固定化し広がりが見受けられないものもあり,これらの事業の在り方を見直す必要がある。

資料展示施設についても,来館者が逓減傾向にあるなど,所期の目的を十分果たしているとは言えない状況がある。

これらのことから,人権教育・啓発の取組について,今一度,その在り方を検証する必要がある。

3 見直しの視点

同和問題をはじめとする人権教育・啓発は粘り強く継続するべきことは言うまでもないが、より効果的な在り方について、常に検証し、必要な見直しを行うべきである。

同和問題に対する集中的な取組によって培われた蓄積については,広く人権問題全般にわたる人権教育・啓発の取組に十分に生かしていくべきである。また,こうした取組によって人権尊重の考え方が涵養され,ひいては同和問題の解決にも寄与するものと考える。

人権教育・啓発に関する分野ごとや,市域や区域ごとの行政内部における役割分担 と連携についても,改めて検証する必要がある。

人権問題に対する市民の理解が進みつつある現状を踏まえ,市民との協働により市 民の自主的な「行動」に結び付けていく視点がより重要である。

なお,多様化し,陰湿化する人権問題に対応し,あらゆる差別が許されない社会の 構築に向けては,人権侵害に対する相談と救済のための取組の一層の充実が併せて必 要である。

4 今後の在り方について

(1)市民との協働による推進

人権啓発の推進に当たっては,市民一人ひとりが人権問題について,「気付き」「考え」,自主的な「行動」につながるよう市民との協働による取組を進めることが重要である。

また,これまでの同和問題に対する集中的な取組をはじめとした人権教育・啓発により,市民の人権問題に対する理解や認識が深まりつつある現状を踏まえ,今後は,市民の自主的な行動を促し,支援する方向へよりシフトしていくべきである。

併せて、コミュニティセンターにおいて実施してきた交流事業(啓発事業)については、これまでの成果を踏まえつつ、より広い範囲で市民が参画し、人と人との交流が促進できるものについては、市民に身近な行政機関であり、地域の様々な団体との協働が可能な区役所・支所での取組に再編していくべきである。

その際には,これまでの取組により芽生えつつある地域の自主的な取組を支援し,次のステップを目指すための配慮も行うべきである。

(2)行政の果たすべき役割

「差別することが許されない社会の構築」に向けて,同和問題をはじめとする人権問題に係る人権教育・啓発を進めるに当たっては,市民との協働のもと,行政が果たす役割は依然として重要である。

今後,人権教育・啓発の取組を進め,市民自らの「行動」,自主的な取組につなげるためには,市民に身近な行政機関である区役所・支所の果たすべき役割と,企業啓発など全市的に取り組むべき事項に対する行政内部における役割分担を,整理・検証

することにより,これらが相俟って効果を生むよう,全庁的な人権教育・啓発の推進 体制を改めて確立するべきである。

資料展示施設については,今後とも市民が同和問題を始めとする人権問題に関する 啓発に活用できる施設として,市民と連携した事業の実施や,市民の自主的な啓発活動に供するなど,積極的に活用していくべきである。

(3)人権侵害に対する相談と救済の推進

「京都市人権相談・救済ネットワーク」での取組の推進などにより,人権侵害に迅速かつ適切に対応し,救済に繋げるための取組を進めるとともに,行政などが実施している相談と救済の一層の周知を図り,更には,関係部局や,国の機関,他都市等との連携を一層強化するべきである。

京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会に係る御意見について

1 概要

(1) 意見総数 59件 (平成20年12月16日時点)

(2) 内訳 御意見記入用紙 52件

E-mail 2件

FAX 0件

郵送等 5件

2 意見内容(11月5日以降受付分)

(1)第10回総点検委員会分

意見書提出数:5件(順不同)

意 見 内 容

外圧としての貴委員会を設置し、それに丸投げをするかの様な門川市長に抗議したい。

いったい,市民の認識,意識,目線に沿ってと言われるが,その市民が本当に「同和地区」の実態をどれだけ知っておられるのか,はなはだあやしいと言わねばならない。例えば,コミセンの在り方について,地元住民にてっていした説明を行うよう要求するものです。

(市内在住 男性 50才代)

2 野次にふりまわされず,市民全体の視点からのギロンをお願いします。

学習施設のあり方についての説明の中で高校進学率の格差の問題が言われていたが, S 4 6 にはほぼ格差がうまっていたのに,あえて同和地区の子どもたちだけをきりはなして特別の教育をもらう必要があったのか。同和地区以外にも,困難な事情があった家庭はあり,「学習センター」の事業を同和地区だけで,行ったことは,公平性を欠く行為ではなかったのか。

かつて,教員として,学習センターでの指導にあたった方のお話をきいたことがあるが,教育者として一人一人の子どもの発達に応じた教育内容を提案したら,既定の方向に異をとなえたとして地区有力者に謝罪させられたときく。運営が非民主的,非科学的であったということでした。そうした「負の側面」も,直視した説明が必要と思います。

(市内在住 男性 30才代)

保健所保健師の保健所分室への「健康相談」の週2回の派遣はやめるべきだ。保健 所保健師の本来の業務,保健師活動に大きな支障をきたし,障害となっている。一般 施策の中での地域活動として,行えば十分まかなえるものであり,同和地域への特別 扱い以外の何物でもない現状は改善し,廃止すべきである。

(市内在住 男性 50才代)

4 委員の皆さんにわ大変めいわくな任務だと思う。

行政の責任のすりかえをこの委員会にゆだねているように思う

まず基本的に委員の皆さんの研修が必要。歴史的,実態的現実を知った上で委員会の開催が必要ではないか。

長い間地元の皆さんと話合いをしながら市民の税金を多く使い立派な施設が多くあります,これをどのように使用していくのかを充二分に地元関係者も含めて話合いを行ない方向を出してもらいたい。人権問題の解決に役だつように活用し税金のムダにならないように考えるべきである。「法」がなくなったのと諸問題がなくなったのとは,意味がちがうのではないか。弱者の問題を人ごとのように考えていたら必らず皆さんの1人ひとりの身にふりかかると思いますよ。差別のない社会建設のためにという視点から部落の中の人達と,施設を考えていかれるように。

(市内在住 男性 60才代)

5 委員の方々が部落問題の実態をどれだけ知っているのか。ろくに実態も知らない人 達に私達の現実の生活が振りまわされると思うと腹が立って仕方がない。

1年でも良いから私達と一緒に地域で生活をしてみると言いたい。

傍聴していて,委員同士の意見交換が少ないと感じた。もっと活発に論議してほしい。問題を知らないから論議できないのかと思ってしまう。

一般化一般化と言うが,何でもかんでも一般化することによって部落問題が解決するのかと常々疑問に思っている。

私達の生活に関わることには,私達自身も関わっていきたい。私達の生の声を反映 する委員会であってほしい。

(市内在住 女性 70才代)

(2) その他

- ・ 崇仁まちづくり推進委員会
 - 「検討課題5『崇仁地区における環境改善について』の意見書」
- 部落解放運動研究会「自立促進援助金について」
- NPO法人ふれあい吉祥院ネットワーク
 - 「検討項目2『コミュニティセンターの在り方について』に関連して」
- · 京都市職員労働組合衛生支部
 - 「保健所保健師の保健所分室への派遣を廃止することについての意見書」

(別紙のとおり)

同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会御中

崇仁まちづくり推進委員会 会 長 奥 田 正 治

検討課題5「崇仁地区における環境改善について」の意見書

標記検討項目について、以下のように意見がまとまりましたので、貴委員会に対し 提出いたします。

貴委員会において、崇仁地区の新しいまちづくりを飛躍させるために、ご検討いただいておりますことを深く感謝致します。平成8年に、これまでの地元団体の対立を乗り越えて、私たちは「崇仁まちづくり推進委員会」を結成致しました。その経緯と崇仁地区の住環境整備事業の抱える困難性等については、既に本年5月に提出いたしました「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会における検討項目に関する意見書」において詳述させていただいたところです。その後、貴委員会において崇仁地区の環境改善に関する具体的な検討が始まり、傍聴をしたり委員会の資料や議事録を読ませていただくなかで、以下の2点を私たちの意見として提出させていただきます。

1.検討課題の基本的観点について

私たち推進委員会は、京都市をパートナーとして、ボランティアで原則毎週木曜日の夜、会議をこの12年間開催して、地区の環境改善に関わる諸問題を一日も早く解決すべく、努力し続けております。その早期解決を何よりも望んでいますのは、私たち推進委員会はもとより、長年にわたって厳しい生活環境を強いられ続けている地区住民であります。京都市とは課題に応じた「まちづくり計画」を策定してまいりましたが、その計画の前に立ちはだかるのは、住民の事業協力に対する諸不安であり、京都市の事業予算であると言っても過言ではありません。

崇仁地区の住環境整備事業は、すでに詳述したところですが、法律に基づき、不良住宅地区の判定結果の上、国から補助金を得て土地や家屋を買収し、地区をクリアランスして、改良住宅や地区施設を建設することにより、良好な街区を形成整備することをもって、地区住民にとってだけでなく、周辺地区や市町村の住民にとっても有為な役割を果たすという目的を持った事業です。従って、崇仁地区の住環境整備事業は、京都市の財政事情を考慮するとしても、このような法的・社会的根拠に即して実施、完了されるべき必要なプロジェクトです。

とりわけ崇仁地区の事業は、京都市内の既に完了して他地区とは違い、未完了であり、 事業が進行中であるという現実があります。京都市と私たちの間で、論点整理に示されているような観点から、協議を重ね、時には政府への陳情も行ってきました。まちづくりは、改良事業という手法だけでは完了しないとの視点から、土地区画整理事業や定期借地権方式等も検討してきましたが、改良事業から他への事業変更は、土地買収において国から支給された補助金全額を京都市が国に返還しない限り、実現性がないという大きな壁に直面しています。事業変更するにしても、継続するにしても、京都市の予算的裏付けが必要であると言うことです。この点をらち外において、議論と事業検討はできません。 そこで、基本的には、改良事業を核として、実現可能な現実的手法を組み合わせることで、早期完成と「住まう,集い賑わう」ための諸課題の実現に向けて取り組んでいるところです。論点整理に示された、「改良住宅だけのまちでは,人口減少に歯止めはかけられない状況」、「現在の住環境を改善するため,引き続き改良事業による住宅建設を進めるが,一方で多様な世代,階層が住み,集い,地域の活力を取り戻すためにも,多様な住宅供給」や「これまで買収してきた点在する市有地を集約化すれば,京都駅に近接した立地を生かし,多様な住宅供給や賑わい施設の導入」によって、「地区内の賑わいだけではなく,京都のまち全体を活気付ける賑わいとする必要がある」との共通認識に立って、「改良事業推進のための新たな事業手法の導入等」を検討しているところでもあります。

具体的には、補助金の関係から「住宅地区改良事業の早期完了を目指し」つつも、補助金返還問題を克服する手法も含め「点在する事業用地を集約化することができる土地区画整理事業との合併施行が有効な手法」として活用できないか、また「民間活力等」も視野に入れた事業手法の検討も始めております。

これらの経過や現状を十分ご理解いただいてたうえでのご検討を切にお願い致します。

2. 崇仁まちづくり推進委員会との意見交換について

私たちは、貴委員会からの京都市への報告が、より実現可能な内容となるためにも、貴委員との意見交換の場を与えていただきたいと願っております。貴委員会には、崇仁地区のまちづくりに関わりの深いリム・ボン氏がおられ、私たちとは添付資料にある「崇仁まちづくり新たな挑戦『21世紀型多文化交流のまち崇仁』五つ星計画」(都市再生モデル調査報告)も策定してきました。この報告は、新しい観点から崇仁のまちづくりを考察したものではありますが、その実現には前述のように克服すべき法的・経済的課題が多く、検討を進めているところです。しかし、貴委員会でリム氏が提案された「崇仁地区を舞台に京都らしさを象徴する都市政策を展開する」と題する論文は、先の調査報告と共通した観点もあるものの、違った観点から大変興味深い提案も含まれています。

その提案のベースになっております定期借地権方式は、国庫補助金の全額返還のうえでの事業変更によって可能なことは、リム氏もご存じの所ところです。民間資本の全面導入は、補助金返還の壁だけでなく、かつての地上げを目的とした抗争や地区指定解除訴訟など、住民には不安感が強くあり、強制立ち退きや将来の生活保障などの点で、事業主体との信頼関係など、検討をはじめたものの補助金返還問題以外にもクリアすべき課題が山積みしております。

これらの新しい発想のプランも含め、事業の「早期実現」を第一義とした検討が強く求められています。実現可能な有効な事業展開を創出すべく、京都市と貴委員会と私たちの公開した意見交換の場が持てますことを強くお願いする次第です。

巣仁まちづくり新たな挑戦

『21世紀型多文化交流のまち崇仁』

5つ星計画



NPO法人崇仁まちづくりの会 リム ボン+(株)都市居住文化研究所

崇仁まちづくりの基本目標

□21世紀型多文化交流のまち崇仁

21世紀 都市の国際化が進む現在、人種や 国籍を超えた文化交流と相互理解が、益々、重 要になっている。京都は、すでに日本を代表す る歴史文化都市として、国内はもとより世界中 の人々が観光やビジネスで訪れている。その京 都の玄関口に位置し、被差別部落住民が取り組 んできた、差別解消の人権闘争の歴史と文化を もつ崇仁地区で、人種や国籍を超えた市民 参加の「21世紀型多文化交流のまち前 仁・創造にむけたまちづくりに取り組む 意義は大きい。

口まちづくりの基本コンセプト

崇仁のまちづくりは、~みんなが主役の崇仁 のまちづくり~を基本に、高齢者が安心して基 らせるまち/子育て世代を支えるまち/若者が 住み続けたいまち/住民や訪れる人々が交流す るまち/住み続けられる住まいとまち/商売が 活気付くまち/生活基盤の整ったまち/自分達 で支えていくまちづくりの実践をテーマに、人 とひととの交流を促進するまちづくりが、住民 と行政とのパートナーシップにより取り組まれ てきた。

私たちは、これまでの崇仁のまちづくり実績を 踏まえながらも、従来の地区内完結型のまちづ くりから、崇仁地区の持つハード・ソフト資産 と京都の玄関口に隣接する立地条件を生かした、

国際色豊かな開放型のまちづくり「21 世紀型多文化交流のまち崇仁」の実現に むけー5つ星計画ーを基本コンセプトと して提案する。

その為には、より多様な地域ニーズや京都の2 1世紀都市の国際化に対応する、新しい都市機 能や都市居住環境の創造にむけ、民間活力や市 民事業の導入を含めた、新しい整備手法の導入 による、ダイナミックな地区活性化プラン提案 をめざすものである。

21世紀型 多文化交流のまち崇仁 5つ星計画の将来イメージ (Five Star Project)

5つ星の「星 (Star)」は、私たちの未来 を示す標であり憧れである。そして、体 環境、保健・医療・福祉、商業・業務、 人権・教育、環境の5つ星は、新しい崇 仁まちづくりの未来を指し示す方向であ り、次のような将来をイメージしている。

★一つ星

多文化を持つ人々の安全と健康で快適な都市居住生活を支援 住環境整備/・地区住民をはじめ多様な住宅ニーズへの対応と新たな人口流入 の受け皿をつくる

- ・改良住宅の見直しと分譲改良住宅の導入(分譲、コーポラティブ、定期借地権敷地等)
- 都市再生住宅の導入(民間建設、公共建設
- ・民間分譲住宅プロジェクトの積極的導入(戸建て住宅、共同化型住宅等)
- ・既存改良住宅空家の積極的有効活用(留学生住宅、若手芸術家アトリエ等)

★二つ星

まちに集う人々と地区住民の長寿と健康を守る

保健・医療・福祉環境整備/・超高齢化社会への対応と地区内外の介護福祉 ニーズや地域住民、まちに集う人々の健康を守る受け皿をつくる

- ・公的介護福祉・高齢者支援施設の導入(老人デイサービス、福祉センター、診療所等)
- ・社会福祉法人等の誘致による施設整備(特別養護老人ホーム、外国人医療センター等) ・民間の健康増進施設整備(既存の屋内体育施設活用による健康増進センター 等

★三つ星

生活の生業と豊かなくらしの基盤づくりと多文化交流の拠点創造 商業・業務環境整備/・地区内商業者ニーズへの対応とともに立地を生かした 新ブランド商業施設や多文化交流をテーマにした施設導入による地区活性化の 受け皿をつくる

- ・地区商業者と相乗効果が期待できる集客型店舗誘致(アウトレットモール等
- ・京都ブランドや観光型飲食施設誘致(アジアンレストラン街
- ・地元企業の駅前オフィスの誘致(京都のベンチャー企業 ・国際化対応の施設誘致(インターナシュナルセンター、ビジネス・ツーリスト
- ・公的業務施設の導入(運転免許更新センター 等

★四つ星

世界人権教育を柱に未来の子供と文化を育む

人権・教育環境整備/・世界人権センターの誘致と立地条件を生かした教育並 びに教育関連施設整備の受け皿をつくる

- ・世界人権センター的施設の誘致(崇仁コミュニテイセンター的施設の再利
- ・地元大学のビジネススクールや予備校・専門学校等の誘致(崇仁小学校等の活用
- ・多文化交流センター(留学生センター
- ・既存施設を活用した留学生や芸術家などによるボランテイアスクール(

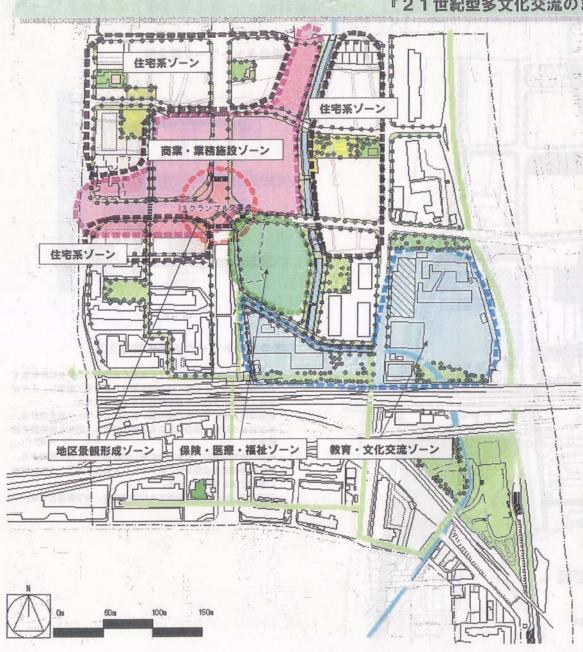
★五つ星

世界のテーマである循環型社会の推進により人類の未来を守る 循環型社会の環境整備/・循環型社会の都市再生モデルとなるべく、自然エネ ルギーの活用やエコタウン導入の受け皿をつくる

- ・地区単独のエネルギー供給システムの構築(地区全体対象、
- 自然エネルギーシステムの積極的導入(太陽光、雨水再利用、バイオマス)

ビオトープなど環境共生教育の積極導入(崇仁小学校、地区内公園、

『21世紀型多文化交流のまち崇仁』 -5つ星計画- ゾーニング



土地利用の基本的考え方

祭仁地区の土地利用は、改良住宅立替整備区域、民活導入等による新 規住宅供給区域、公共公益施設整備等誘導区域、商業施設整備区域、新 都市機能施設拠点開発区域等、民活導入を含めた明快なゾーニング分け を基本的考え方とする。

- ①河原町・塩小路交差点を中心に施設及び緑化により崇仁地区の新しい 顔となる地区景観を形成
- ②京都駅周辺の商業・業務地区との連続性を図るため新都市機能を導入 したインターナショナルゾーンを形成
- ③地区内外の人々との新しい出会いの場であり観光スポットとなる商業 モールを中心にアクティブな交流ゾーンを形成
- ④柳原銀行記念史料館を中心に崇仁コミュニティセンターを再利用した 世界人権センター的な教育・文化交流ゾーンを形成
- ⑤改良住宅等の賃貸住宅は新高瀬川と鴨川に囲まれたエリアを基本に、 分譲住宅エリアとのゾーンを明確化
- ⑥新しい事業手法導入の為にも改良住宅事業等公的住宅事業と定期借地 権方式の活用による民間活力等の導入ゾーンの明確化
- ⑦住宅、保険・医療・福祉、商業・業務、人権・教育、公的施設等の各 施設ゾーンの明確化とバランスある配置
- ⑧河原町通りと塩小路通りにより4つに分断されているエリアを結ぶ緑道・歩行者動線を形成しながら地区内の公園・緑地とも連携

ゾーン区分方針

■住宅系ゾーン

- ・定借分譲住宅と賃貸住宅ゾーンの明確化
- · 定借分譲住宅(戸建、マンション、コ-プテティプ)
- ・企画住宅(公的分譲・賃貸)
- · 改良住宅、公的賃貸住宅(都市再生)

■教育・文化交流ゾーン

・旧柳原銀行博物館を中核に崇仁コミュニティセンターを再活用した 世界人権センター的施設を整備するゾーン

■保険・医療・福祉ゾーン

・合築交流施設と新高瀬川の西側に特別養護老人ホーム等を集約する

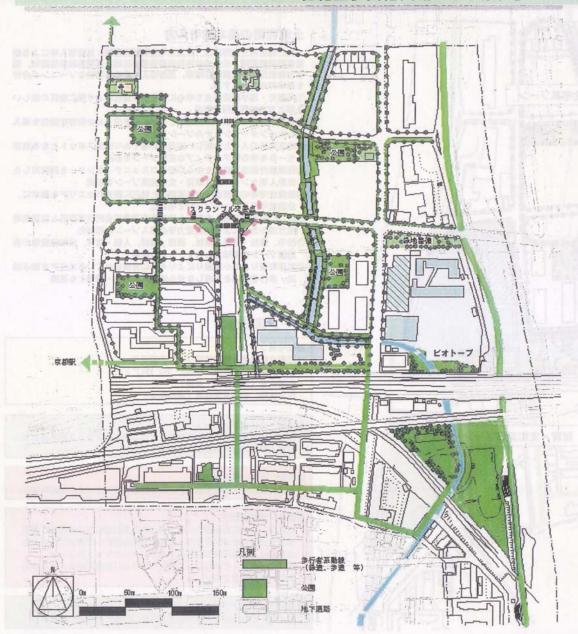
■商業・業務施設ソーン

- 河原町と塩小路交差点のN-1地区から京都駅に至る地区及び新高瀬川北部沿いの地区に形成・京都駅周辺の商業、業務地区との連続性を図り、新都市機能を導入するインターナショナルゾーン
- ・地区内外の人々との新しい出会いの場であり観光スポットとなる商業モールを形成するゾーン

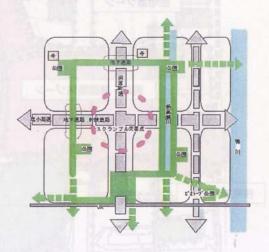
■地区景観形成ゾーン

・河原町。塩小路交差点を中心とした新しい顔づくりを行うゾーン

『21世紀型多文化交流のまち崇仁』 -5つ星計画- 緑(歩行者)のネットワーク



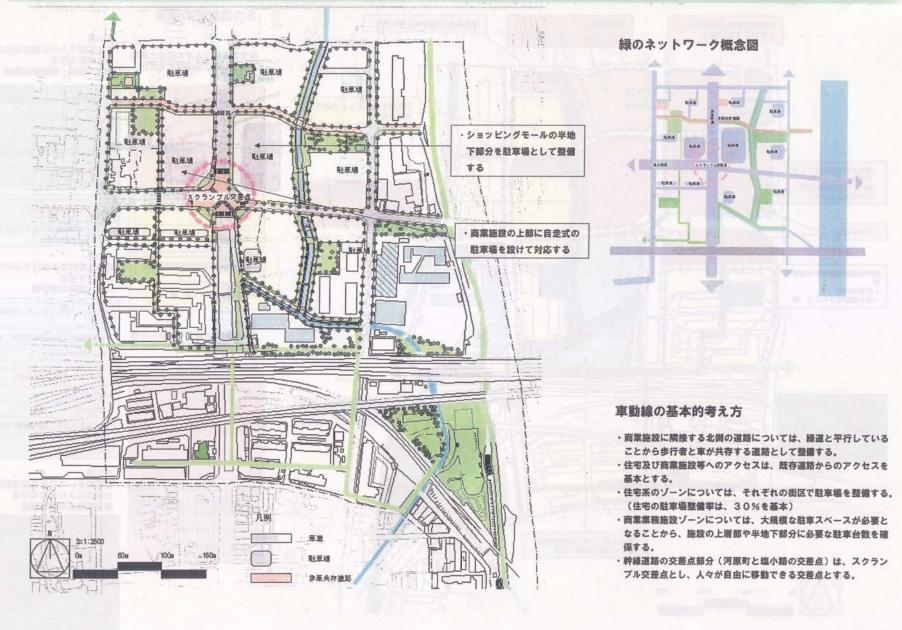
緑のネットワーク概念図



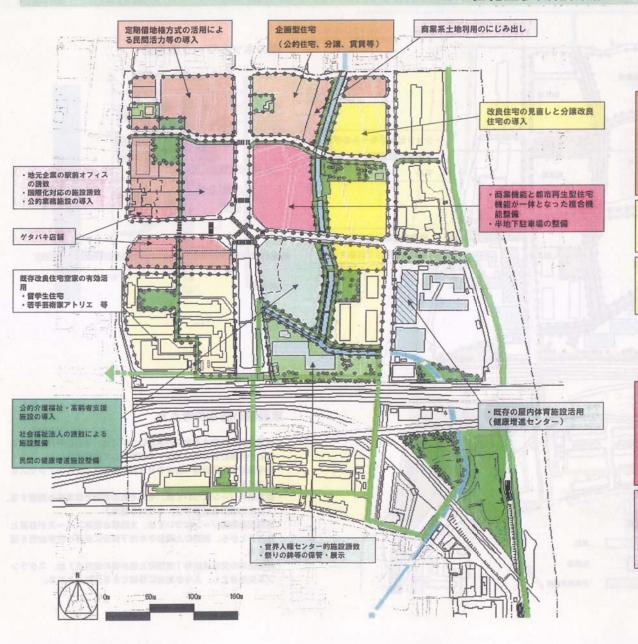
緑のネットワークの基本的考え方

- ・今回の計画は、幹線道路により大きく4つのブロックに分かれている為各ブロックを繋ぐ緑の軸を東西及び南北に配置し、人々が安全・快適にブロック間を移動できるようにする。
- ・新高瀬川沿いには、水と緑の潤いあるネットワーク軸を設ける。
- ・各ブロックには、緑の核となる公園を配置し、面的な緑空間を確保する。
- ・既存のお寺は残し、まちの中の潤い拠点の一つとして活用する。
- ・幹線道路の交差点部分は、スクランブル交差点とし、人々が自由 に移動できる交差点とする。
- ・河原町通、塩小路通を横断する緑道部分は、地下通路とする。

『21世紀型多文化交流のまち崇仁』 -5つ星計画- 車動線



『21世紀型多文化交流のまち崇仁』 -5つ星計画- 理想案



5つ星計画の概要

1つ星 多文化を持つ人々の安全と健康 で快適な都市居住生活を支援 住環境整備

定期借地権型住宅の導入

- 民間建設
- 公共建設
- ・コーポラティブ 等

民間分譲住宅プロジェクトの積極的導

- ・戸建住宅
- 共同化型住宅 等

改良住宅の見直しと分譲改良住宅 の導入

· 定期借地権敷地 等

既存改良住宅空家の積極的有効活

- 冒学生住宅
- ・若手芸術家アトリエ 等

3つ星 生活の生業と豊かなくらしの基 盤づくりと多文化交流の拠点創

商業・業務環境整備

地区商業者と相乗効果が期待でき る無客型店舗誘致

- ・アウトレットモール 等
- 京都プランドや観光型飲食施設誘
- ・アジアンレストラン 等

地元企業の駅前オフィースの誘致

- ・京都のベンチァー 等
- 国際化対応の施設誘致
- ・インターナショナルセンター ・ビジネス・ツーリスト 等

2つ星 まちに集う人々と地区住民の長 寿と健康を守る

保険・医療・福祉環境整備

公的介護福祉・高齢者支援施設の

- ・老人デイサービス
- ・福祉センター ・診療所 等
- 社会福祉法人の誘致による施設整
- ・特別養護老人ホーム
- ・外国人医療センター 等

民間の医療増進施設整備

・既存の屋内体育施設活用による健康 増進センター 等

4つ星

世界人権教育を柱に未来の子供 と文化を育む

人権・教育環境整備

崇仁コミュニティセンターの再利

・世界人権センター的施設誘致 等

崇仁小学校の活用

・地元大学のビジネススクールや予 備校・専門学校 等の誘致

多文化交流センター

・留学生センター 等

既存施設を活用した留学生や芸術 家などによるボランティアスクー

5つ星

世界のテーマである循環型社会 の推進により未来を守る 循環型社会の環境整備

地区単位のエネルギー供給システ

· 地区全体対象

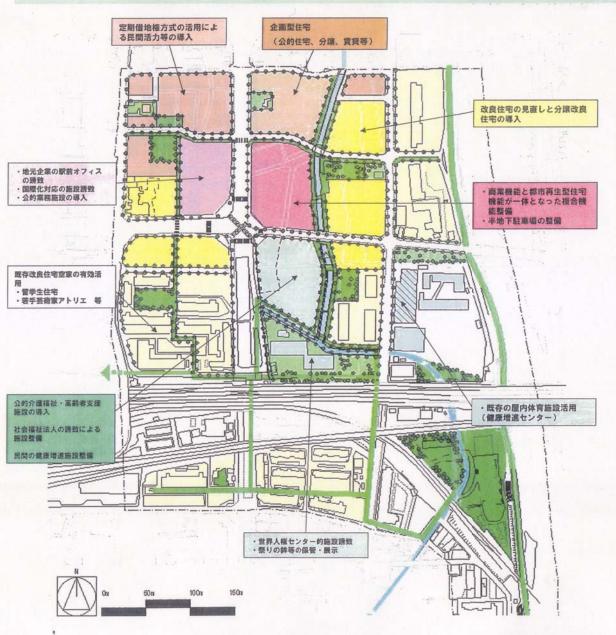
自然エネルギーシステムの積極的

太陽光、雨水再利用、バイオマス

ビオトーブなど環境共生教育の積 極的導入

票仁小学校, 地区内公園

『21世紀型多文化交流のまち崇仁』 -5つ星計画- 現実案



5つ星計画の概要

1つ星 多文化を持つ人々の安全と健康 で快適な都市居住生活を支援 住環境整備

定期借地権型住宅の導入

- · 民間建設
- ・公共建設・コーポラティブ 等
- 民間分譲住宅プロジエクトの積極的導
- ・戸建住宅 ・共同化型住宅 等

改良住宅の見直しと分譲改良住宅 の導入

- 分III
- · 定期借地権敷地 等

既存改良住宅空家の積極的有効活

- ・習学生住宅
- ・若手芸術家アトリエ 等

3つ星

生活の生業と豊かなくらしの基 盤づくりと多文化交流の拠点創 造

商業・業務環境整備

地区商業者と相乗効果が期待でき る集客型店舗誘致

・アウトレットモール 等

京都ブランドや観光型飲食施設請

・アジアンレストラン 等

地元企業の駅前オフィースの誘致

- ・京都のベンチァー 等
- 国際化対応の施設誘致
- ・インターナショナルセンター ・ビジネス・ツーリスト 等

2つ星 まちに集う人々と地区住民の長 寿と健康を守る 保険・医療・福祉環境整備

公的介護福祉・高齢者支援施設の

- ・老人デイサービス
- 福祉センター
- ・診療所等
- 社会福祉法人の誘致による施設整備
- ・特別養置老人ホーム
- ・外国人医療センター等

民間の医療増進施設整備

・既存の屋内体育施設活用による健康 増進センター 等

4つ星

世界人権教育を柱に未来の子供と文化を育む

人権・教育環境整備

崇仁コミュニティセンターの再利

・世界人権センター的施設誘致 等

崇仁小学校の活用

・地元大学のビジネススクールや予 備校・専門学校 等の誘致

多文化交流センター

・冒学生センター 等

既存施設を活用した留学生や芸術 家などによるボランティアスクー

5つ星

世界のテーマである循環型社会 の推進により未来を守る 循環型社会の環境整備

地区単位のエネルキー供給システ ムの構築

·地区全体对象

自然エネルギーシステムの積極的 導入

・太陽光、雨水再利用、バイオマス

ビオトーブなど環境共生教育の積 極的導入

· 無仁小学校, 地区内公園

京都市同和行政終結後の行政のあり方総点検委員会様

部落解放運動研究会 代表 亀田 順一

自立促進援助金について

はじめに

京都市の歪んだ同和行政・同和教育は、全国的にも有名な状況であるが、近年、京都市職員の犯罪・不祥事の発生が相次ぎ、市当局も厳しい懲戒処分で押さえ込もうとしているが、今なお続いている。市職員による犯罪・不祥事の発生の根底には、京都市幹部と「解同」一部幹部の癒着という深刻な問題が横たわっている。いわゆる「解同」一部幹部言いなりの同和行政の結末とも言える状況が、京都市のいたるところで噴き出していると見るのが妥当だ。

門川市長になってから、地対財特法の失効後(平成 14 年 4 月 1 日以降)の京都市同和 行政の在り方について総点検を行うとして、「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検 委員会」なるものを今年 3 月に立ち上げて、同和行政の見直しをするかに見せかけ、京都 市同和行政に対する市民の怒りをかわそうとした。

しかし、長年続けられてきた「解同」一部幹部いいなりの同和行政のつけが回り、この 委員会でも取り上げざるを得なかった問題の一つが、自立促進援助金制度等であった。

この制度に対して、監査請求がなされ、市監査委員会は、「19年度予算の内の自立促進援助金の支出負担行為を行わないよう」にとの勧告を出した。さらに、京都地裁、大阪高裁へと続いた裁判で、京都市側の敗訴が確定するなど、市民世論に追い詰められ、京都市は、平成19年度の自立促進援助金の支給停止。20年度予算に、自立促進援助金の予算計上ができない事態となった。そこで、何らかの行動に出なければならなくなった門川市長の苦肉の策が、長い名称の検討委員会である。

(1) 京都市の同和奨学金制度の概要

- ①京都市における同和奨学金等の推移
 - ア) 京都市は、昭和36年度から高校生に対する奨学金の給付制度を創設した。昭和38年度からは、大学生にも対象を拡大した。
 - イ) 国では、昭和 44 年(1969 年)「同特法」制定に始まり、「地対法」、「地対財 特法」などが制定・延長されながら、平成 14 年 3 月 31 日で同和特別法は全て 失効した。

この間、京都市は、以前から続けてきた独自の奨学金制度を、国からの補助金の給付対象となるよう名称、内容を国に合わせるようにしてきた。

ウ) 京都市は、昭和58年4月1日から京都市地域改善対策大学奨学金の貸与等

に関する規則を定め、昭和63年2月には、高校生にも対象が拡大した。(これを機会に、名称も京都市地域改善対策奨学金等貸与規則とした。)

この奨学金制度の内容は、奨学金と通学用品等助成金とを貸与し、入学金を 給付するというものだった。

平成11年2月4日に、京都市地域改善対策奨学金等貸与規則を京都市地域改善対策奨学金貸与規則改め、奨学金の貸与のみの事業とした。この制度は、平成14年度をもって廃止されている。

なお、通学用品等助成金等の就学奨励支度金制度は、平成 11 年度から廃止されている。

②国の制度変更と自立促進援助金制度の発足

一方、国においては、大学生を対象とした奨学金は、昭和57年度以降、高校生を対象とした奨学金は、昭和62年度以降、これまで給付制度としていたものを貸与制度に変更した。

しかし、京都市は、引き続きつづき給付制度が必要として、昭和59年4月1日より、自立促進援助金制度を設け実施した。(自立促進援助金支給要綱:昭和59年3月27日決定。)

(2) 自立援助金の概要説明

- ①自立促進援助金制度の創設と概要
 - ア) 昭和 59 年(1986 年)4 月 1 日に制度創設・同時実施
 - イ) 概要:同和奨学金又は就学奨励金の貸与を受けた者に対し、貸与終了後、同 和奨学金等の返還に係る援助金を支給する制度
- ②自立促進援助金の創設理由や経過などについて
 - ア) 自立促進援助金創設の理由

国が昭和57年度(1984年度)から、給付制度を貸与制度に変更した。京都市は、実質的に給付制度が必要だとして、昭和59年度から自立促進援助金制度を発足させた。(その後要綱の修正などもしていた。)

平成13年度末(2001年3月31日・地対財特法の法期限)で、国は同和奨学金制度を廃止したが、京都市は独自に5年間の延長を行い、平成18年度末で制度廃止した。「ただし、18年度中在学する者にも卒業後、制度の適用がなされる。」とした。

(3) 何が問題になったのか

裁判の確定判決等や監査委員会の勧告等、さらに、京都市同和行政終結後の行政の 在り方総点検委員会の中間報告(自立促進援助金制度の見直しについて)等から何が 問題とされたのかを明らかにしていく。

①裁判の確定判決について

ア) 「平成 13 年度一部、14 年度の自立促進援助金の支出は違法である。」との判 決がすでに確定している。

なお、15年度、16年度の支出については、8月段階では高裁で係争中であり、 17年度、18年度分については、現在地裁に提訴されている。

イ) 裁判所が違法とした理由は、京都市自ら自立促進援助金支給要綱をつくり、また、改正もしている。しかし、運用の実態は、調査をしていないか、調査結果等を無視するかして、一律に申請者全員に自立促進援助金で返還金の肩代わりをしていたことだとされている・

<参考>

昭和59年3月27日に決定された自立促進援助金支給要綱の内裁判所が問題とした 条項の内容。

- ア) 援助金は、同和奨学金等の借受者のうち、その属する世帯の所得、就労等の 生活実態から貸与を受けた同和奨学金等を返還することが困難であると市長が 認めた者に対し支給する(2条1項)
- イ) 援助金の支給を受けようとする者は、援助金支給申請書を、市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない(3条)
- ウ) 援助金は、援助金の支給を受ける者がその年度に返還すべき同和奨学金等の 額の範囲内において市長が定める(5条)
- エ) 援助金は、年1回に限り支給する(6条)
- オ) 市長は、借受者が援助金の支給を辞退したとき又は同和奨学金等の返還の 債務を免除されたときは、援助金支給を廃止する(6条の2)

平成 16 年 3 月 1 2 日改正後の自立促進援助金支給要綱の内裁判所が問題とした 条項の内容。

- ア) 平成 16 年 4 月 1 日以後に貸与される同和奨学金等の返還に係る援助金は、借受者のうち、市長が別に定める基準により算定した所得(以下「認定所得金額」という。)が改正後要綱で定める別表の基準額以下である者に対し、支給する(2 条 1 項、平成 16 年 3 月 1 2 日付け附則 2 条)
- イ) 平成16年4月1日以後に貸与される同和奨学金支給申請書に①申請者の世帯全員の住民票、②申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所得を証する書類、③その他市長が必要とみとめる書類を添えて、市長に提出しなければならない(3条、平成16年3月12日付け附則2条)
- ウ) 平成16年3月31日以前に貸与された同和奨学金等の返還に係る援助金に ついては、すべての援助金申請者に対して支給する(平成16年3月12日付 け附則4条)

エ) 平成16年3月31日以前に貸与された同和奨学金等の返還に係る援助金の 支給申請手続は、なお従前の例による。この場合、申請者に対する支給決定の 通知は行わない(平成16年3月12日付け附則4条)

以 上

②原告(控訴人)が主張から

- ア) 京都市の自立促進援助金制度は、地対財特法の法令に根拠を持つ。国の法律 にいっさい従わないとの立場に違法性がある。
- ・イ) 公益上の必要がない。格差がおおむね是正されていれば、同和行政を続ける 公益上の必要性がなくなる。逆に、漫然と同和行政を続けると、解消された部 落差別が、行政の手によって再生復元されるという重大な問題を引きおこしか ねない。
 - ウ) 国の意見具申(昭和61年12月11日)などでは、「①現行同和事業は、可能な限り一般行政へ移行することを基本とすること。②ニーズに乏しい施策は廃止すること。③一般対策との均衡に十分配慮すること。④個人給付は、原則廃止し、同和関係者の自立に役立つものに限定すること。」としているが、差別がある限り同和行政を続けるとの立場は誤り。

③被告(被控訴人)の主張から

- ア) 同和地区の生活保護率17%で、全市平均は1.4%であり、今なお生活実態に格差がある。
- イ) 平成13年度で特別施策としての同和対策事業を全て終結した。平成14年 度からは5年間は、経過措置を設けた。
- ウ) 支給要綱は京都市議会で承認を受けている。また、予算・決算についても、 承認決議されている。
- エ) 京都市は、違法な援助金を支出したとしても損害を受けていない。
- ④監査委員会の勧告と京都市同和行政終結後の行政の在り方総検討委員会の中間まと めから
 - ア) 20年2月12日 監査委員会の勧告では、「平成19年度予算の内で、自律 促進援助金について、支給要綱2条1項に反して、申請者全員に支給するとい う支出負担行為を行わないこと」(注:対象は、14年度、15年度に貸与した分)
 - イ) 20年8月27日 京都市同和行政終結後の行政の在り方総検討委員会の中間

まとめでは、「平成19年度から制度を廃止すべきである。」としている。

- ⑤部落解放同盟京都市協が、京都市同和行政終結後の行政の在り方総検討委員会に、 提出した意見書から
 - ア) 大阪高裁判決に基づく解決が一番妥当ではないかと思われます。
 - イ) 京都市が、平成13年度以降の援助金について、支給要綱の基準を明確にせず。認定方法等に具体的な基準を定めず、申請者から、収入・家族状況等に関する客観的資料を求めないまま、申請者を一律援助金の対象者として、支給を続けてきたことは、内容的にも手続き的にも不適切であり、法令上許容される裁量権の行使としての合理性を認めることができないと言わざるをえない。

(4) 私たち (研究会) の意見として

① そもそも、京都市同和行政は、長年に渡って、市民と部落住民とを引裂くために 実施されてきたといっても過言ではない。

部落排外主義の朝田「理論」を行政方針に組み入れた京都市では、「部落住民以外は差別者」という「市民=差別者」論を振りまき、もう一方で、如何に差別が厳しかったか、今なお差別の厳しさは続き、将来も部落差別は続くとしたうえで、「部落差別のある限り、同和行政を続けざるを得ない」との主張を続けてきた。

ここに見るように、京都市は、「解同」一部幹部言いなり、市民排除の同和行政を続けてきたが、結果として部落問題の解決はなかった。逆に、市民は不信感を募らせたし、部落住民は同和行政から自立できなくされた。部落問題の解決を遠ざける結果を生みだし、京都市の職場、学校関係、建設関係等をはじめとした同和企業等との不公正・乱脈な実態が、繰り広げられた。

市民も幾度となく、京都市同和行政の乱脈ぶりを厳しく批判し、京都市長選挙での大きな争点ともなった。法期限後は、「同和」との呼称を人権等に置換えたりして市民の目に触れないようにしながら、従前の状況を続けた。06年夏以来の犯罪・不祥事の続発から、市民を始めマスコミ等に大きく取り上げられ、監査請求や裁判が起され、京都市同和行政の乱脈ぶりが、かつてなく市民の前にさらされるものとなった。

② 「解同」一部幹部と京都市幹部が癒着し、京都市政に極めて深刻な影を落とし続けてきた京都市同和行政の大まかな流れは、上述のとおりである。また、もう一方で、京都市政が、オール与党体制となって以降、京都市民の暮らしは棚上げし、大型公共事業と「解同」一部幹部からの要求を実現するために、京都市幹部あげて取り組むようになっていた。当時京都市幹部等の手によって策定された「基本政策」の第一課題は、必ず同和問題の解決にあてられている。

ここ数年の京都市政は、職員の犯罪・不祥事を口実に、職員統制・懲戒処分の乱発で、もの言わぬ職員づくりとでも言うような恐怖政治が、行われている。

市職員賃金の大幅削減、労働時間の延長、人減らし等が行われ、小学校の統廃合と学校間格差の拡大、競争主義の拡大、不採算部門の切捨て、福祉・医療の後退等々で、市民・職員犠牲の市政が続けられている。

③ しかし、これまでの京都市政の膿が噴き出し、市政全般への市民批判が大きくなるなか、市長選挙でわずか1000票ほどの僅差で市長に当選した門川市長は、監査請求に対する監査委員会の勧告のなかで、一定の市政批判が行われ、また、大阪高裁の敗訴判決が確定する状況等により、市民批判に追い詰められた門川市長は、「京都市同和行政終結後の行政の在り方総検討委員会」を発足させた。幾つかの検討課題をあげて答申を受けるというやり方である。今回は、委員会の傍聴や市民の・意見提出も可能としつつ、議事録や資料等の開示も行い、「委員会」の公開ぶりを売りものにしている。

しかし、監査委員会の勧告や裁判の判決では、これまでの不公正・乱脈な京都市 同和行政の分析と批判が抜け落ちている。これでは、適切な判断や決定はできない と、言わざるを得ない。

④ 私たちは、長らく続けられている京都市の不公正・乱脈な同和行政(人権行政)の実態を明らかにし、「京都市同和行政終結後の行政の在り方総検討委員会」や監査委員会の勧告等に対する意見の発表を行う決意であることを明らかにし、今日時点での私たちの意見表明とする。

同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会 委員・事務局 各位

> NPO 法人ふれあい吉祥院ネットワーク 理事長 永田 勝美

コミュニティセンターを拠点とした NPO 法人の活動に関する資料の提出について

検討項目2「コミュニティセンターの在り方について」に関連して

初冬の候、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃は、当法人の活動に対しご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。 さて、11月5日に開催されました「第10回京都市同和行政終結後の行政の在り方 総点検委員会」におきまして「コミュニティセンターのあり方について(まとめ(骨子))」 が確認され、総点検委員会としての意見が取りまとめられたとお聞きいたしました。

当法人としては、2006年(平成18年)4月から、コミュニティセンター事業の一部業務を受託し、地域のコミュニティ活動に取り組んでいる立場から、貴委員会における議論に大きな関心を寄せておりましたが、地域の具体的な活動状況を把握することなく、また、十分な資料の提供もなされないまま、現時点での結論が示されたことは大変残念な状況であると考えております。

つきましては、貴委員会に地域の実情を十分把握してご審議いただきたく、当法人に関する活動内容及び所見等を下記に示しますので、御一読のうえ、最終報告に反映していただきたく存じます。併せて、他地域のNPO活動についても同様に把握され、地域の実情を十分理解したうえで、最終報告を提出されますようお願いいたします。

1 NPO 法人ふれあい吉祥院ネットワークについて

下記のとおり説明し、又は、資料を提出いたしますので、最終報告に当たり、地域における NPO 活動の実情を十分認識いただいたうえ、同和問題の解決にとって、コミュニティセンターを拠点とする当法人等の NPO 活動が重要と考えており、これまでの経過を踏まえた活動に対する配慮や今後の支援が必要であることを明確にされますようお願いいたします。

(1) 設立の経過について

隣保館からコミュニティセンターへの転換に当たり、京都市から市民による自主的な運営を目指した運営組織として、地域の各種団体等が参画する NPO 法人の設立を働きかけられ、それまで地域で交流事業に取り組んできた「ふれあい吉祥院実行委員会」を基盤として、NPO 法人化を図ったものであります。

つきましては、今後のコミュニティセンターの在り方を示すに当たり、京都市からの働きかけによって、各地域で NPO を設立し、その業務が受託できる体制等を整備し、活動を進めてきたという経過を十分にご理解いただきますようお願いいたします。

(2) 事業内容について

京都市からの受託事業として、NPO 法人化した 2006年 (平成 18年) 以降では、コミュニティセンター本館、屋内体育施設の提供、コミセンだより等による情報提供、講座・教室の開催、コミュニティづくりイベントを受託し、更に、2008年 (平成 20年度) 4月からは、福祉センターの施設提供を受託しており、特に、「吉祥院・ふれあいジャンボリー」は、地域の恒例行事として、毎年1,500人を超える参加者を得て、地域に広く根付いたものとなっております。その他、独自事業として、地元大型商業施設との協働で「わいわい人権フェスティバル」を開催するなど、様々な地域に根ざした取り組みを実施しております。また、吉祥院地域には、国の重要無形民俗文化財吉祥院六斎念仏踊りが伝承されており、差別を撥ね退けて今に伝えてきた貴重な文化遺産の後継者育成として「吉祥院子ども六斎会」を発足し、次世代に伝承するため活動に取り組んでおります。

つきましては、行政の在り方を考えるに当たり、同和問題等の解決にとって、地域の交流とふれあいを通した日常的な活動が重要であることを示すとともに、差別 意識の解消や個人の人権を相互に尊重する共生社会の実現に向け、これまでの取り 組みが維持され、発展するよう十分にお願いいたします。

なお、以上を示した当法人に関する詳しい内容は、「ふれあい吉祥院 11 年の歩み」 (2006 年(平成 18 年)3 月 10 日)を提出しますのでご覧いただけますが、その 主な内容として、NPO 設立主旨、設立経過、活動状況などを別紙として添付いた します。

2 コミュニティセンターの在り方について (まとめ (骨子)) について

まとめ(骨子)では、「コミュニティセンターが従来の形態のままで存続する必要はなくなっており、同和問題の真の解決を図るためには、これまでのコミュニティセンターの役割は一旦終結させるべき」であるとしていることから、コミュニティセン

ターに係る業務を受託し、前項のような経過も踏まえて活動をしている当法人として は、大変驚いております。

当法人をはじめとする地域の NPO 法人は、前項で述べたように京都市とのパートナーシップに基づき、人権意識が根付いた地域づくりに向けて取り組んできたところであり、NPO 法人化して数年とまだ間のない段階にあります。

つきましては、これまでの地域における取り組みの成果や行政との信頼関係が失われることなく、同和問題の真の解決に資するため、前項の実績を十分ご理解いただき、 地域にとって何が必要であるのかを丁寧かつ慎重に検討され、最終報告としてまとめ られるようお願いいたします。

3 添付資料

「ふれあい吉祥院 11年の歩み」2006年(平成 18年) 3月10日から

- (1)「ふれあい吉祥院実行委員会 人権啓発組織の誕生」(9p~11p)
- (2)「ふれあい吉祥院実行委員会事業の活動状況」(20p~22p)
- (3)「NPO 法人ふれあい吉祥院ネットワーク設立主旨」(23p)
- (4)「人権ゆかりの地 吉祥院六斎念仏踊りと人権」(73p、84p)

以上の部分を「別紙」として添付いたします。

ふれあい吉祥院実行委員会 人権啓発組織誕生 組織づくり・活動方針・目的の検討 1996年(平成8年2月)

●吉祥院学区の概要

行政区 : 南区

学区人口 : 9,884人

学区世帯数 : 4,410世帯

年齢3区分 : 0~14歳(1,374名)

15~64歳(6,909名)

65~ (1,061名)

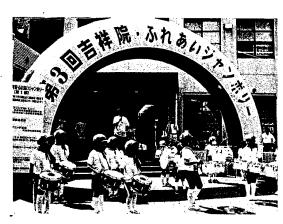
※2004年(平成16年)10月現在

吉祥院地域は、東に唐橋小学校区、南に久世橋通り、 祥栄小学校区と上鳥羽小学校区に隣接した地域にあります。幹線道路は、車両の抜け道として利用するため、 交通量が非常に多く、1931年(昭和6年)に吉祥院村から京都市に編入後、土地区画整理事業や都市基盤整備が進む中、特に、1945年(昭和20年)代以降、工業地域として豊かな田園地帯は大きく変貌しました。工業等事業所数が、1975年(昭和50年)には1959年(昭和34年)の3倍となり、人口も22,000人と飛躍的に増加し、小学校児童も1,700名を超える状況となり、1977年(昭和52年)には、「祥豊小学校」が、1983年(昭和58年)には「祥栄小学校」が開校されました。

2004年(平成16年)10月1日の吉祥院学区の世帯数は4,410世帯、人口は9,884人で、ここ10年の動向をみると、南区の人口が漸減傾向にある中で、世帯数で約400世帯、人口で300人弱増加しています。

これは、農地あるいは工業跡地へのマンションが建設 されたことによることが大きな要因となっており、現在の 吉祥院学区の特徴ともいえます。

このようなことから、小学校児童数も近年の少子化傾向の中で、10年前後と比較すると減少しているが、ここ5年間では横這い傾向にあります。



▲祥南保育所の可愛い鼓笛隊の開会セレモニー

●地域を支える活発なまちづくり活動

<吉祥院自治連合会>においては、33自治会、市政協力委員連絡協議会、社会福祉協議会、民生児童委員会、体育振興会等各種地域住民組織が個々に活動を展開していましたが、それらに加え、一人ひとりの人権を大切に「人権のまちづくり」を目的にとし、NPO法人ふれあい吉祥院ネットワークを中心に「人権のまちづくり」運動を展開しています。

<吉祥院社会福祉協議会>においては、基本的には学区住民全員が構成員であり、全体を支えているのは、80名ほどで、実態としては、吉祥院自治連合会会長や各住民組織の長をはじめとした約20名の方々が中心となって活動しています。2ヶ月に1回福祉だより「きずな」の発行や、吉祥院小学校3年生とお年寄りの交流会を図るため、吉祥院コミュニティセンター屋内体育施設において会食会を開催し、NPO法人ふれあい吉祥院ネットワークも後援しています。その他、ふれあい餅つき大会の集い、子育て支援事業、視聴障害者への支援を行うプライベートサービス、障害者施設の見学、ボランティアサークル洛陽による福祉施設訪問などの活動を行っています。

<地域女性会>においては、全国組織の団体であり、 吉祥院地域の10の町内女性会をとりまとめているのが 吉祥院地域女性会です。さらに吉祥院地域女性会を取りまとめているのが南区女性会、その南区女性会を取りまとめているのが京都市女性会であります。

根本は、女性のための生涯学習の教育団体であり、 現在の吉祥院地域女性会の参加人数は、180名で、地域の子育て支援や男女格差をなくすための取り組みや 学習を主な活動としています。吉祥院・ふれあいジャン ボリーでも模擬店を出店するなどの協力を頂いています。 新たに、「NPO法人ふれあい吉祥院ネットワーク」に参 入し、地域交流の架け橋になることを期待されています。

●吉祥院小学校PTA

子どもたちの安全を守るため、登校時間帯の交差点等での見守り活動や声かけ活動に取り組んでいるほか、古紙回収事業の収益金を活用したすべての子どもたちへの防犯ベルの配布、保護者が学校を訪問するときに着用する名刺の製作、「吉祥院・ふれあいジャンボリー」の参加等、最近では、「おやじの会」が発足され、地域活動へ本格的に活動を開始されました。

●「おやじの会」が本格的に地域活動を開始!

5年前、吉祥院小学校区で、ダンディーでちょいワル

おやじ?たちが「まちづくり」に本格的に活動を開始しました。



「おやじの会」は、吉祥院小学 校PTAを中心とする30、40歳代 のおやじたちが中心に構成されて いますが、もちろん女性でも入会可 能ということです。

加入するための面倒な細かい規 定がなく、吉祥院学区の子どもたち のために自由な活動を展開していま す。

サッカー教室やタグラグビーの指導などを中心に活動を開始。 一昨年から「ふれあいジャンボリー」や「まち歩き探検」などに積極的に参加しています。また、餅つき大会やバーベキューパーティーなど子どもたちと一緒に交流を深めています。特に、学区内の安全パトロールや登校時に声掛け運動を行うなど、精力的に活動をはじめています。下校途中、学習塾、家庭、子どもたちが事件、事故に巻き込まれ、また、いじめでの自殺などで小

さい命が奪われている状況の中、こうした "おやじ" たちの活動は本当に心強く感じます。

若い世代がまちづくりに参加することは、地域活動の あらゆる面で期待されることが多く、また子どもたちとの交 流を中心として、各種団体とのつながりも期待されます。

NPO法人ふれあい吉祥院ネットワークは、更なるネットワークを持つため、おやじの会にも参画していただき、まちづくり運動を盛り上げて頂きたいと思います。

このように熱い思いを持つダンディーでちょいワルおやじたちの活動に地域は大いに期待をしています。

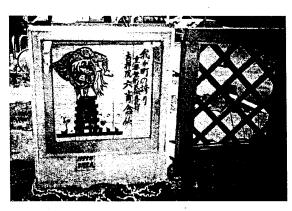
●吉祥院六斎念仏踊り

吉祥院六斎保存会・吉祥院子ども六斎会

国の重要無形民俗文化財に指定されている「六斎念 仏踊り」は、吉祥院六斎保存会(菅原組)を中心に、伝 承されており、広く市民に親しまれています。

「吉祥院六斎保存会」や「吉祥院子ども六斎会」によって、吉祥院六斎念仏を貴重な地域文化芸能として、次世代へ伝える取り組みが続けられています。さらには子どもたちの健全育成にも大きな役割を担っています。





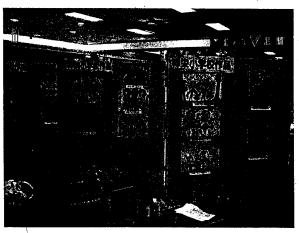
▲吉祥院子ども六斎会の子どもたちが作成した、我が 町の誇り、重要無形民俗文化財吉祥院六斎念仏踊りの 「陶板壁」(竹尻公園内にステージ横に設置)

●NPO法人ふれあい吉祥院ネットワーク

このような吉祥院学区の各種団体が参画する「ふれあい吉祥院実行委員会」は、1996年(平成8年)2月に、部落問題をはじめ人権問題に積極的に活動する部落解放同盟吉祥院支部の呼びかけで、地域内の団体及び行政関係者で、人権、環境、福祉等を活動を展開し、「こころふれあうまちづくり」を進めることを目的として設立しました。吉祥院・ふれあいジャンボリー、吉祥院・ふれあいひろば講演会などの事業を通じ、多世代間交流、地域間交流、組織間交流を促進してきました。

2003年(平成15年度)からは、さらに事業の充実、連携を進め、吉祥院児童館や吉祥院ディサービスセンターの参加、祥栄、祥豊、上鳥羽小学校、洛南中学校及び地元大型商業施設(ジャスコ洛南店)などの協力による「わいわい人権フェスティバル」(書道展・人権パネル展)、吉祥院コミュニティセンター屋内体育施設を中心とした「バレーボール交流試合」の開催など、吉祥院学区における地域活動に大きな役割を果たしてきました。私たちは、住民主体のまちづくりを進めるために、「ふれあい吉祥院実行委員会」として、イベント事業・講

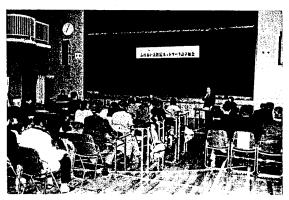
演会・安心安全ワークショップ・まち歩き探検、企業との



わいわい人権フェスティバル 人権書道展

共催事業など、多くの人権啓発イベントを展開し、人権のまちづくり運動を進めてきました。「ふれあい吉祥院実行委員会」として、イベント事業・講演会・安心安全ワークショップ・まち歩き探検、企業との共催事業など、多くの人権啓発イベントを展開し、人権のまちづくり運動を進めてきました。

「ふれあい吉祥院実行委員会」は、2005年12月2日 にNPO法人化に向け設立総会を開催し、2006年3月



▲NPO法人ふれあい吉祥院ネットワーク設立総会

16日にNPO法人の認証を受け、3月30日に発展的解散、吉祥院学区全体のまちづくり活動の拠点となることを目指して「NPO法人ふれあい吉祥院ネットワーク」として生まれ変わりました。

■□■□■ 申請までの経過 ■□■□■

2005年

6月 申請準備(NPO学習会の実施)

7月 申請準備(NPO学習会の実施)

8月 申請準備(NPO学習会の実施)

9月 全体会に提案及び役員体制の確認

10月 申請書類一式作成(定款、役員名簿、 事業計画書ほか)

12月 設立総会

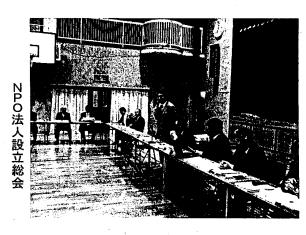
認証申請 → 受理·審査·公示·縱覧 2006年

1月 審査·公示·縱覧期間

2月 #

3月 通知(認証の決定)

4月 吉祥院コミュニティセンター事業委託



Non Profit Organization ふれあい古祥院ネットワーク

ふれあい吉祥院実行委員会事業の活動状況 1996年~2006年

1996年 2月 ふれあい吉祥院実行委員会発足総会

5月 構成団体を確認(地域内の団体及び行政等) ふれあい吉祥院実行委員会総会

9月 第1回講演会 ふれあい寄席 ふれあいグッズ作成(テレホンカード)

1997年 5月 ふれあい吉祥院実行委員会総会

9月 第2回講演会 映画と子ども六斎の夕べ ふれあいグッズ作成(折りたたみ傘)、ふれあいロゴマーク決定

1998年 2月 地域交流促進事業(家庭教育学級)吉祥院小学校PTAと共催

会 場: 吉祥院隣保館屋内体育施設

講 師:大八木淳史(神戸製鋼ラグビ―部OB)

テーマ:勇気のなかに

5月 ふれあい吉祥院実行委員会総会

8月 地域交流促進事業連絡協議会発足(吉祥院地域各種団体で構成)

9月 第3回講演会 子ども六斎と一人芝居の夕べ

10月 役員で勉強会を実施、講師:井上氏(錦林第三小学校校長)

1999年 3月 地域交流促進事業・ふれあい吉祥院実行委員会共催 コンサートin吉祥院(弦楽四重奏、フルートデュオ金管五重奏)

5月 ふれあい吉祥院実行委員会総会

9月 第4回講演会 子ども六斎とトーク&コンサート 吉祥院子ども六斎会、関島秀樹(シンガーソングライター)

12月 第1回吉祥院・ふれあいジャンボリー 吉祥院隣保館及び周辺施設(フリーマーケット・模擬店・ミニSL)

2000年 3月 第5回講演会

講 師:大谷昭宏氏(ジャーナリスト) テーマ:子どもの人権をどう守る

5月 ふれあい吉祥院実行委員会総会

9月 第2回吉祥院・ふれあいジャンボリー(地域交流促進事業と合同開催)

2001年 2月 第6回吉祥院・ふれあいひろば講演会(名称変更)

講 師:高瀬博章氏(春日住民福祉協議会会長)

テーマ: 吉祥院の地域交流について パネルディスカッション他

5月 ふれあい吉祥院実行委員会総会

9月 第3回吉祥院・ふれあいジャンボリー

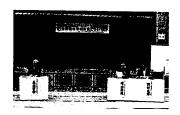
会 場: 竹尻公園

参画団体が各コーナーを担当、ジャスコリサイクルコーナー他 ロゴマークの愛称募集・決定(獅子丸くん)











2002年 3月 第7回吉祥院・ふれあいひろば講演会

講 師:山下治雄氏(洛陽児童館館長)

テーマ:ちがいを知る

5月 ふれあい吉祥院実行委員会総会

6月 ザ・大道芸ショー(吉祥院児童館)

後援:ふれあい吉祥院実行委員会

9月 第4回吉祥院・ふれあいジャンボリー

テーマ:共に生きる「吉祥院」

会 場: 竹尻公園

11月 吉祥院六斎歴史研究会発足(歴史、特別展などを開催)

2003年 2月 第8回吉祥院・ふれあいひろば講演会・六斎資料館特別展

講 師:伊東宗裕氏(京都市歴史資料館委員)

テーマ: 史跡にみる吉祥院

5月 ふれあい吉祥院実行委員会総会

10月 第5回吉祥院・ふれあいジャンボリー

吉祥院小学校校庭で開催。

愛のパレード(吉祥院交通安全対策協議会)参加

吉祥院フェスタ(吉祥院小学校PTA)参加

11月 第1回バレーボールサークル交流試合

会場: 吉祥院コミュニティセンター屋内体育施設

協力: 吉祥院体育振興会

12月 人権パネル展(人権書道展、ポスター展、PTA新聞)

吉祥院小、祥豊小、祥栄小、上鳥羽小、洛南中

ハッピークリスマス会

主催:吉祥院児童館

協力: ふれあい吉祥院実行委員会

2004年 3月 第9回吉祥院・ふれあいひろば講演会

講 師: 增山忠雄氏(吉祥院小学校校長)

テーマ:広げよう、人権の輪を!

5月 ふれあい吉祥院実行委員会総会

7月 第2回バレーボールサークル交流試合

会場: 吉祥院コミュニティセンター屋内体育施設

協力: 吉祥院体育振興会

10月 「地域の安心安全ネットワーク形成事業」モデル地区指定

10月、11月、12月安心安全ワークショップ及び講演会を開催

10月 第6回吉祥院・ふれあいジャンボリー

会場: 吉祥院小学校

六斎特別展(吉祥院コミュニティセンター六斎資料室)

12月 わいわい人権コンサート、人権パネル展

ジャスコ洛南店と共同開催

会 場:ジャスコ洛南店

ちかいを知る』











2005年 2月 第10回記念講演会 吉祥院・ふれあいひろば講演会

講師:種村稔也氏(元洛南中学校校長)

テーマ:幸せな人生 ~私の歩んできた道~

5月 ふれあい吉祥院実行委員会総会

7月 第3回バレーボールサークル交流試合

会場: 吉祥院コミュニティセンター屋内体育施設

協力: 吉祥院体育振興会

10月 第7回吉祥院・ふれあいジャンボリー

会場: 吉祥院小学校

12月 特定非営利活動法人ふれあい吉祥院ネットワーク設立総会認証申請(特定非営利活動法人ふれあい吉祥院ネットワーク)

2006年 2月 第11回ふれあいひろば講演会「まち歩き探検・安心安全マップ」発表会

3月 認証の決定

4月 吉祥院コミュニティセンター事業委託

5月 人権フィールドワーク 人権博物館リバティおおさか 第1回NPO法人ふれあい吉祥院ネットワーク定期総会開催

8月 第3回バレーボールサークル交流試合

会場: 吉祥院コミュニティセンター屋内体育施設

協力: 吉祥院体育振興会

10月 第8回吉祥院・ふれあいジャンボリー

12月 わいわい人権フェスティバル

ジャスコ洛南店と共同開催

人権書道・パネル展

盲導犬とふれあおう

会 場:ジャスコ洛南店・

2007年 3月 第12回ふれあいひろば講演会

出演:渡辺千賀子さん「小さな手のひらコンサート」

会場: 吉祥院コミュニティセンター屋内体育施設

すべての人が誰からも不当に邪魔されることなく 自分の夢に向かって生きていける社会を作りたい そのために私ができること・・・・それは歌い続けることでした ソプラノ歌手/渡辺千賀子











NPO法人ふれあい吉祥院ネットワーク 設立主旨

Non Profit Organization ふれあい吉祥院ネットワーク

吉祥院地域は、1945年(昭和20年)以降豊かな田園地帯から工業地域へと大きく変貌して、それに伴い人口も急激に増加しました。ここ10年においても宅地化が進み、世帯・人口とも増加しています。

このように人口の流動化が進行している現代社会は地域のコミュニティが希薄化し、 事実、一人暮らしの高齢者の孤独死や児童虐待などの問題が起こっています。

社会が大きく変化しても、誰でもここに住んでいて良かった、これからも住み続けたいという地域社会に対する思いは変わらないと考えます。

吉祥院学区では、住民の手によるまちづくり運動を進めていこうと1996年(平成8年) 2月にふれあい吉祥院実行委員会が発足し、その後、会の趣旨に賛同をいただいた 学区内のほとんどの各種団体も加入しました。

ふれあい吉祥院実行委員会は、この10年間、住民の住民による住民のためのまちづくりのため、一人ひとりの人権を大切にするという強い意識のもと、住民自身が主体的に、また、積極的に人権・環境・福祉等に関する活動を展開して「こころふれあうまちづくり」を目指した取り組みを進めてきました。

具体的には、地域住民が世代を越えたふれあいと交流を通じて、お互いに支えあい 人権が尊重される社会を形成することを目的とした「吉祥院・ふれあいジャンボリー」な どのイベント事業や「吉祥院・ふれあいひろば講演会」などの学習会事業、さらには組 織の財政強化を図るため地元の企業訪問や加入促進などの組織強化事業を行ってき ました。

このように住民がお互いに知り合い交流をはかる取り組みを行ってきたことで一定の成果をあげてきました。

今後は、このふれあい吉祥院実行委員会に参加している各種団体が中心となり、互いに連携を図って、地域で差別や人権侵害を乗り越え、豊かな人間関係を地域で築き上げる、そんな地域コミュニティを支援し、保障していくネットワークづくりを進めることが求められていると考えています。そして、そのような取り組みを行っていくことこそ、そこに住んでいる住民の誰でもの人権や生活が保障される地域社会が形成されると考えられるからです。

私たちが「特定非営利活動法人ふれあい吉祥院ネットワーク」を設立した目的は、NPO法人として、住民自身の力で「住民の住民による住民のためのまちづくり」を一層進めていきたいと熱い思いからです。

NPO法人ふれあい吉祥院ネットワーク

人権ゆかりの地 吉祥院 吉祥院六斎念仏踊りと人権

吉祥院六斎念仏資料室がある南区は、京都市内の南部に位置し、近くをJR東海道本線、国道171号線その他の幹線道路が走り、阪神方面として発展し、現在は、大規模な工場やスーパーの進出により都市化が進んでいるところです。

また、地域の中心部にある吉祥院天満宮は、「学問の神様」として名高い菅原道真ゆかりの神社として有名で、吉祥院天満宮で行われる六斎念仏は、長い歴史と伝統を持ち、京都の夏を彩る著名行事の一つとして、広く市民や観光客にも親しまれています。吉祥院六斎念仏は、京都の六斎念仏の中心的存在といわれ、国の重要無形民俗文化財に指定(1983年)された貴重な文化財です。



吉祥院六斎念仏資料室には、この吉祥院六斎念仏の 演者が使用する諸道具(衣装・笛・太鼓・鉦・獅子他)を 展示するとともに、伝統芸能の習得から次世代への継承 の過程において、地域住民がひとつになって差別に立 ち向かい、幾度の困難を乗り越えてきた経緯や、その取 り組みから感じ取った子どもたちの活動を迫う資料を紹介 しています。

吉祥院六斎念仏の伝承・保存を支えてこられたのは、 ただ単に伝統文化であるからだとか、全国的に広く紹介 され、京都を代表する民族文化財であるからではありま



せん。吉祥院六斎念仏保存会の皆さんが、厳しい部落 差別の中にあっても六斎念仏を通じて、自ら差別に闘い を挑んできた、生きた歴史があります。当時、吉祥院部 落の人々は、六斎の譜面もない中で、教え合い、競い 合いながら技を磨いて、他の六斎に追いつき追い越せ と弛まない努力を積み重ねてこられました。この間、幾 度も廃絶の危機がありましたが、「吉祥院天満宮の舞台 へ、部落の者を上がらすな!」と差別されながらも、吉祥 院部落の六斎念仏は、「父親、祖父の差別を受けた屈 辱を思えば、絶対にやめるわけにはいかない」と部落の 人々の熱い思いで乗り越えて来られました。

このように、吉祥院部落における六斎念仏の歴史は、 差別との闘いの中から生まれ、差別と共に生きてきたと 言っても過言ではありせん。

現在では、毎年、4月と8月の25日の夜に行われる吉祥院天満宮春季大祭・夏季大祭の檜舞台に出演されています。さらに近年では、第43回京都府国体への参加や清水寺の舞台への出演など、全国規模のイベントにも京都を代表として招かれるほどになりました。

吉祥院六斎念仏を守り伝えていくことは、文化的価値の保存という意義に加え、お互いを認め合うという人権の大切さを将来に伝えていくことでもあるのです。今、その輪が幾度にも広がり、「吉祥院子ども六斎会」として見事に伝承されています。吉祥院六斎念仏資料室は、それら貴重な資料を紹介し、訪れる人々に感動と希望を与えています。

京都市吉祥院コミュニティセンター 吉祥院六斎念仏資料室

吉祥院六斎念仏資料室設立趣旨

当資料室は、吉祥院六斎念仏の演者の使用する諸道 具(衣装、笛、太鼓、鉦、獅子等)を展示するとともに、伝統芸能の習得から次世代への継承の過程において、地域住民がひとつになり差別に立ち向かい、幾多の困難を乗り越えてきた経緯や、その取り組みから感じ学びとった子どもたちの活動を追う資料を紹介しています。

京都市では、吉祥院六斎念仏を守り育ててきた地元の取り組みを広く紹介し、地域の伝統文化を通じて市民の幅広い交流を図るとともに、訪れる方々に生まれ育った地域への愛情や人と人のつながりの大切さを見つめ直す機会にしていただきたいと考えています。

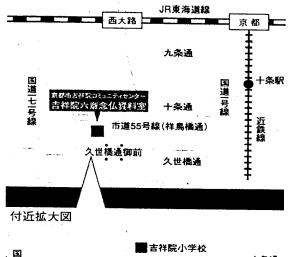
吉祥院六斎保存会保存曲目

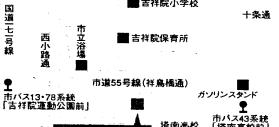
演者は、そろいの浴衣を着て、 笛、鉦、太鼓などを用い、曲目に 応じて数人がそれぞれ分担して演 じます。

曲目には、大別して笛、鉦を伴奏に太鼓の曲打、早打、踊打を主とする太鼓曲と、笛、鉦、太鼓の囃子で行う芸物とがあり、その代表的なものとして獅子舞がよく知られています。

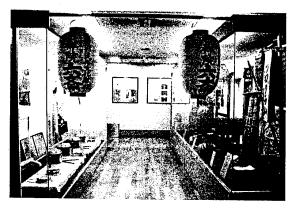
- ◆発願(はつがん)
- ◆つつて
- ◆お月さん
- ◆朝野(あさの)
- ◆鉄輪(かなわ)
- ◆四ツ太鼓
- ◆安達ヶ原
- ◆玉川
- ◆晒(さらし)
- ◆大文字
- ◆祇園囃
- ◆岩見重太郎
- ◆盛衰記
- ◆羽衣
- ◆獅子太鼓
- ◆和唐内(わとうない)
- ◆獅子舞
- ◆獅子と土蜘蛛
- ◆回向唄(えこううた)
- ◆焼香太鼓(特別曲)

交通のご案内





東京 カバス84系統 久世橋通御前 久世橋通 「池田町前」



所在地 京都市南区吉祥院コミュニティセンター内 京都市南区吉祥院砂ノ町47

電話 075-691-7561(問合せ・見学申込)

開室時間 10:00~17:00

休館 第2·4土曜日、日曜、祝日 年末年始(12月29日~1月3日)







京都市同和行政終結後の 行政の在り方総点検委員会 委員長 新川 達郎 様

京都市職員労働組合衛生支部 支部長 南下 建一郎

保健所保健師の保健所分室への派遣を廃止することについての意見書

貴委員会のご活動に敬意を表します。

さて、私たち衛生支部では、保健所分室における「健康相談」などの保健活動を廃止する ことについては「衛生支部春闘要求書」などでもその廃止を強く要求してきたところです。

その後、同和行政総点検委員会の「コミセンの役割は一旦終結」とのまとめや、市長の 廃止表明など、コミセンについては廃止と職員引き揚げの方針が示されています。また、 先の市会審議では保健所分室についても「廃止も含めて検討」が表明されるに至っていま す。

保健所保健師の保健所分室への派遣は保健所における保健師活動の本来業務に重大な悪影響を与えています。

保健所保健師の保健所分室の「健康相談」への派遣は同和特別施策というべきものであり、速やかに廃止すべきです。市民からは保健所保健師の地域活動を充実して執り行なうことこそが求められています。

私たち衛生支部では、12月1日「保健所保健師の保健所分室への派遣と保健所分室における『健康相談』などの保健活動を廃止すること」を申し入れ、保健福祉局からは「利用実人数も百十数人と固定化されてきている。総点検委員会でのご意見をふまえて対応していきたい。『廃止も含めて検討』している」との回答をいただいているところです。

私たちは、行政区ごとの保健所を機能強化しさらに活動を充実させていくこと、そして、 市民の健康を高めていく地域活動こそをさらに充実強化させていく方向性を示していただ けるよう強く要請するものです。

以上、1. 保健所保健師の保健所分室への派遣と保健所分室における『健康相談』などの保健活動を廃止すること。2. 保健所保健師の地域活動を充実して執り行なう体制を整え強化していただくこと。を責委員会に意見書として提出いたしますので、ぜひ、主旨をご理解いただき、よろしくお取り扱い賜りますようお願いいたします。